



一般社団法人日本化学連合

定 款

平成 22 年 3 月 19 日 定款認証
平成 22 年 4 月 1 日 設 立
平成 22 年 5 月 10 日 変 更

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本化学連合と称し、英文では Japan Union of Chemical Science and Technology と表示し、JUCST と略記する。

(事務所)

第2条 当法人は主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目 的)

第3条 当法人は、我国の化学関連学術団体並びにそれを構成する化学者及び化学技術者を代表し、化学と化学技術の振興を通して社会に貢献することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 化学関連学術団体並びにそれを構成する化学者及び化学技術者の意見集約及び表明
- (2) 化学及び化学技術に関する情報発信
- (3) 化学及び化学技術にかかわる社会の啓発及び普及
- (4) 化学関連学術団体並びにそれを構成する化学者及び化学技術者に対する国及び社会一般からの諸要請への対応と政策提言
- (5) 化学と化学技術にかかわる国際学協会との連携及び国際プロジェクトへの対応と国際会議等の企画・開催
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(規 律)

第4条 当法人は、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(公 告)

第5条 当法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 当法人の会員は次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 当法人の目的に賛同して入会した団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に貢献した個人の中から理事会において任期を定めた上で選任された者

(入 会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(会 費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第19条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が2年以上されなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときには、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1団体につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会で5分の1以上の理事が必要と認め、決議したとき
- (2) 総議決権の5分の1以上を有する正会員から会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき

(招 集)

第 17 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。会長に事故があるときは、代表理事たる副会長がこれに当たる。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 社員総会を招集するときは、各正会員に対し、会議の日時、場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を記載した書面をもって、開催日の 2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第 18 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

2 第 16 条第 2 項第 2 号の規定に基づく請求により開催された臨時社員総会においては、当該臨時社員総会において議長を選出する。

(決 議)

第 19 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定財産の処分
- (6) 資金の借入（その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く）
- (7) 重要な財産の処分又は譲受け
- (8) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代 理)

第 20 条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

2 前項の規定に基づき議決権を行使する正会員は、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(決議及び報告の省略)

第 21 条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから当該社員総会において選任された 2 名以上の議事録署名人が、署名もしくは記名押印する。

(社員総会規程)

第 23 条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に別段の定めがあるもののほか、理事会において定める社員総会規則による。

第 4 章 役員等

(役員等の種類及び員数)

第 24 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 25 名以内

(2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 役員は、相互にこれを兼ねることはできない。

3 理事のうち、1 名を会長、1 名以上 3 名以内を副会長、1 名を常務理事とする。

4 前項の会長及び副会長をもって、一般法人法上の代表理事とする。

5 常務理事を業務執行理事とする。

6 前項のほか、代表理事以外の理事のうち 3 名以内を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることはできない。

4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 社員を構成する一つの団体の理事又は使用人である者その他これに順ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。理事の分掌職務は、別途定める。

2 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐して、当法人の業務を執行し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、代表理事たる副会長がその業務を執行する。

4 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査すること

(2) 当法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること

(3) 社員総会及び理事会に出席し、意見を述べること

(4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるとき、これを理事会に報告すること

(5) 前号の報告をするために必要と認めるときは会長に理事会の開催を請求すること及び当該請求をした日から 5 日以内に 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合に直接理事会を招集すること

(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案等を調査すること及び当該調査の結果、法令若しくはこの定款に違反し又は著しく不当な事実があると認めるときはその調査の結果を社員総会に報告すること

(7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第30条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、社員総会の決議をもって定める。ただし、監事は無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第44条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の一部免除又は限定)

第32条 当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低賠償責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当法人は、外部役員との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(名誉会員及び顧問)

第 33 条 当法人には名誉会員及び若干名の顧問を置くことができる。

- 2 名誉会員及び顧問は、当法人に貢献した個人の中から理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会員及び顧問は、無報酬とする。但し、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(名誉会員及び顧問の職務)

第 34 条 名誉会員及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 35 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 36 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の議決した業務の執行
 - (2) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (3) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (4) 事業計画及び予算の承認
 - (5) 理事の職務の執行の監督
 - (6) 代表理事、会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
 - (7) 前各号に定めるもののほか社員総会の決議を要しない当法人の業務執行の決定
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備
 - (6) 第 32 条第 1 項の責任の一部免除および同条第 2 項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第 37 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度ごとに 4 箇月を超える間隔で年 2 回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の要請があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 監事が必要と認めて会長に招集の要請があったとき
 - (5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき

(招 集)

第 38 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び同項第 5 号により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項及びその内容を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各役員に対して通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議 長)

第 39 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決 議)

第 40 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その出席理事の過半数をもって行う。

- 2 理事会においては、第 38 条第 3 項に基づきあらかじめ通知された事項のみ決議することができる。ただし、当該事項が緊急を要するもので、出席理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 3 決議について特別の利害関係を有する理事は、当該事項について議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第 41 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(報告の省略)

第 42 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 43 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第 44 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 45 条 当法人の資産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 設立当初の資産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(事業年度)

第 46 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 47 条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 48 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(会計原則)

第 49 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(剰余金の不配当)

第 50 条 当法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

第 7 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 51 条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める情報公開規程による。

(個人情報保護)

第52条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第8章 委員会

(委員会)

第53条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第54条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第55条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 役員の名簿

(4) 許可及び登記に関する書類

(5) この定款で定める会議に関する書類

(6) 財産目録

(7) 役員の報酬規定

(8) 事業計画書及び収支予算書

(9) 事業報告書及び収支決算書

(10) 監査報告書及び会計監査報告書

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第51条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 56 条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により変更することができる。

(解 散)

第 57 条 当法人は、一般法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によつて解散することができる。

(残余財産の処分)

第 58 条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 附 則

(委 任)

第 59 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(特別の利益の禁止)

第 60 条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族に対し、施設の利用、金銭の貸し付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることはできない。

(最初の事業年度)

第 61 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

(最初の理事)

第 62 条 当法人の最初の理事の任期は、第 28 条第 1 項の定めにかかわらず、
当法人成立の日以後最初に開催される臨時社員総会の終結の時までとする。

(設立時役員等)

第 63 条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	御園生	誠
設立時理事	中井	武
設立時理事	西出	宏之
設立時理事	井上	晴夫
設立時理事	上村	大輔
設立時理事	江口	浩一
設立時理事	太田	暉人
設立時理事	大野	弘幸
設立時理事	鞠谷	雄士
設立時理事	岸尾	光二
設立時理事	小林	憲正
設立時理事	鈴木	木啓介
設立時理事	染宮	昭義
設立時理事	高田	志和
設立時理事	津山	三重雄
設立時理事	中田	三郎
設立時理事	萩中	淳一
設立時理事	平井	功純
設立時理事	北條	一司
設立時理事	村松	淳一
設立時理事	山本	修一
設立時理事	吉田	尚弘
設立時理事	石田	裕

設立時代表理事 東京都杉並区和田三丁目 2 9 番 2 5 号

御園生 誠

設立時代表理事 横浜市旭区若葉台二丁目 2 3 番 4 0 3 号

中井 武

設立時代表理事 東京都中野区若宮三丁目 2 8 番 1 3 号

西出 宏之

設立時監事 岩村 秀

設立時監事 岡本 佳男

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第64条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

東京都文京区小日向四丁目6番19号共立会館内
社団法人化学工学会

東京都中央区入船三丁目10番9号
社団法人高分子学会

東京都千代田区平河町一丁目3番14号安井平河町ビル
社団法人石油学会

東京都千代田区神田駿河台一丁目5番地
社団法人日本化学会

東京都品川区西五反田一丁目26番2号五反田サンハイツ内
社団法人日本分析化学会

(法令の準拠)

第65条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

上記は当会社の定款原本に相違ありません。

平成24年6月6日

東京都千代田区神田駿河台一丁目5番地化学会館
一般社団法人日本化学連合
代表理事 西出 宏之



法人代表印